

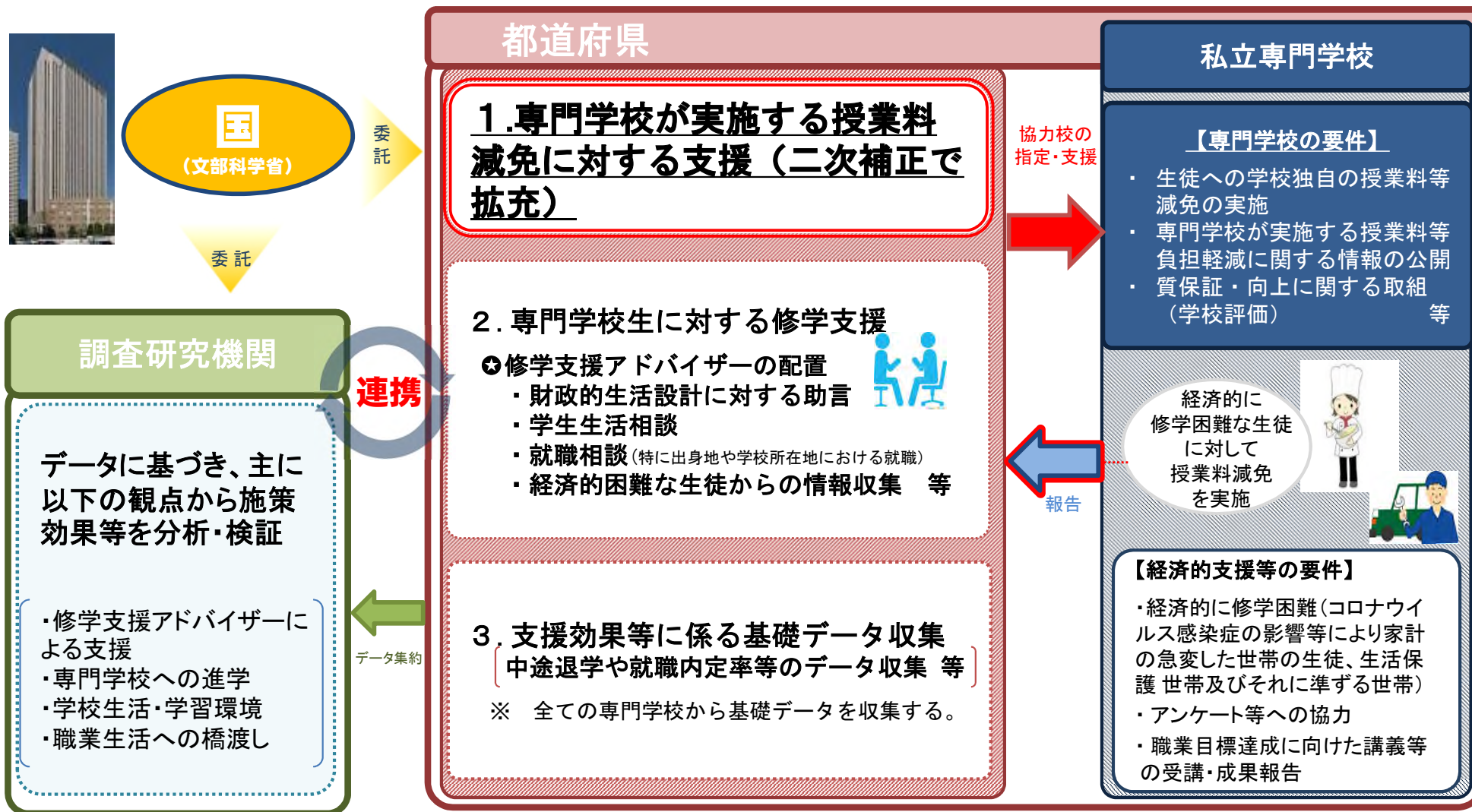
# 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業（拡充）

令和2年度二次補正予算額(案) 256百万円  
※令和2年度当初予算額 34百万円

## 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化の影響による家計急変による学業継続の困難、学校経営に与える影響を緊急に把握するため、専門学校が独自に実施する授業料の減免措置に上乗せして経済的支援を行い、施策効果等に関するデータを収集し、分析・検証を行い、その効果等について普及することにより専門学校の取組の更なる充実を図る。

【対 象】 都道府県・調査研究機関



# 経済的支援を実施する上での生徒・専門学校の要件

## 専門学校の要件

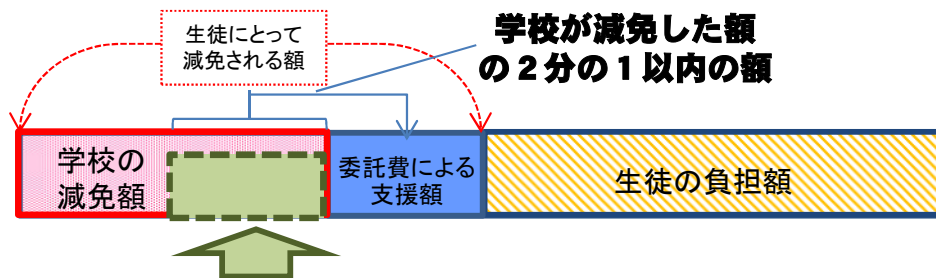
- ◆次に掲げる要件をすべて満たす専門学校であること。
- ①私立専修学校専門課程（専門学校）であること
- ②経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免を実施していること
- ③経済的支援の概要等や財務会計に関する書類を公開していること
- ④学校評価（自己評価）を実施し、その結果を公表していること等

## 生徒の経済的要件

- ◆次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。
- ①生活保護世帯の生徒
- ②市町村民税所得割非課税世帯の生徒
- ③所得税非課税世帯の生徒
- ④コロナウイルス感染症の影響等により家計の急変した世帯の生徒

### 〔経済的支援の金額及びイメージ図〕

支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。

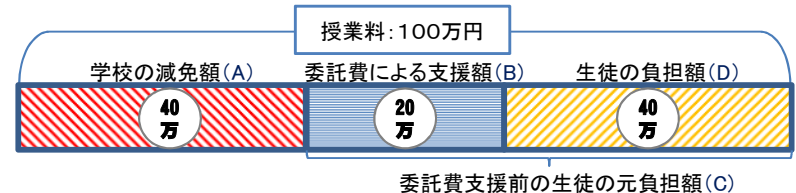


※このほか、都道府県による「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用等により追加支援が可能

例：授業料が100万円【支援上限額（1/4）＝25万円】の場合

★パターン①※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えないパターン

学校が40万円(A)の授業料減免を行った場合に、40万円の2分の1の金額である20万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を60万円(C)から40万円(D)に軽減



★パターン②※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えるパターン

学校が60万円(A)の授業料減免を行った場合に、60万円の2分の1である30万円が支援上限額を超えるため、支援上限額である25万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を40万円(C)から15万円(D)に軽減

